

## 茨城県立下妻第一高等学校附属中学校生徒心得

生徒の健全育成並びに規律ある学校生活実現のために、次の規定を定める。

### I 学校生活について

#### 1 登校・下校

(1) 登校 8時20分子鈴 8時25分始業 \*予鈴までには教室に入室すること。

(2) 下校 15時35分終業 16時50分下校

※完全下校時刻を別途月ごとに定める。

#### 2 授業

(1) 55分授業、10分休憩、午前中3時限、午後は12時30分より3時限。

(2) 体育、技術の授業では、学校指定の体操着を着用する。

#### 3 学期・試験

(1) 学期…2学期制 前期 4月から9月まで 後期 10月から3月まで

(2) 試験…単元テスト、模擬試験等を行う。

(3) 試験上の諸注意

ア 不正行為は嚴重な指導の対象となる。

イ 机の間を広くとり、原則として6列とする。また、机中には物品を入れておいてはならない。

ウ トイレは休み時間に済ませること（試験中トイレに行くことは原則認めていないが、やむを得ない場合は監督者に申し出ること）。

エ 座席は指定番号順とする。

オ 30分以上遅刻した場合は監督者の指示に従い別室で待機すること（後日改めて設定した試験日に受験すること）。

カ 質問・体の不調その他すべて監督者の指示に従うこと。

#### 4 遅刻・早退・欠席等

(1) 遅刻

・事前に理由がわかる場合は、級監に連絡をする。遅刻して登校した者は、授業の担当者と、その時間の授業終了後、級監に届け出る。

(2) 早退

・必ず級監に連絡し、許可を受ける。

(3) 欠席

・事前に電話等で級監に連絡をする。

・近親者が死亡したときには、すぐに級監に保護者が連絡をする。なお、忌引日数は、次の通りである。

※両親7日、兄弟姉妹3日、祖父母3日、曾祖父母1日、伯叔父母1日。

## 5 持ち物について

### (1) 貴重品の持ち込み

- ア 金品や携帯電話等の貴重品の校内への持ち込みは原則禁止する。
- イ 昼食時等、売店の利用は禁止する（自動販売機の放課後の利用は可とする）。
- ウ 学習に不必要なもの（アクセサリ、漫画本、菓子類、ゲーム類等）は禁止する。

### (2) 持ち物の管理

- ア 自分の持ち物には学年・組・氏名を必ず記入し、ロッカー等で管理すること。
- イ 運動着等の携行品はなるべく持ち帰り、清潔を保つ。
- ウ 貸与されたパソコンは自宅で充電して、原則として毎日持参する。

### (3) 遺失物・取得物

- ア 遺失物・拾得物は、すぐに生徒指導部の係かまたは級監に届け出る。
- イ 拾得物は職員室入口の陳列棚に置くことによって知らせる。

### (4) 携帯電話・スマートフォン等

- ア 携帯電話・スマートフォン等の校内への持ち込みは禁止する。やむを得ない理由で校内に持ち込む際は、級監に相談し、所定の申請書を提出して許可を得ること。
- イ 校内に持ち込む際は、朝、電源を切って級監に預けること。
- ウ 携帯電話・スマートフォン等の校内への持ち込みが許可されても、以下のルールを守ること。
  - ① 学校生活においては、使用を禁止する。
  - ② 携帯電話・スマートフォン等の電源は切っておくこと。
  - ③ 携帯電話・スマートフォン等は、有害サイトアクセス制限サービス(フィルタリング)を受けたものとする。

## 6 服装・容儀・礼儀

### (1) 服装・容儀

- ・服装・容儀は、端正、質素、清潔を旨とし、本校生としてふさわしい品位を保つこと（制服は次のア、イ、ウに準じるものとする）。

ア 男子：上下黒色の詰襟学生服を着用する。上衣のボタンは本校所定のものとし、左襟に所定の学年章をつける。

イ 女子：黒の制服を着用する。上衣の左胸部に学年章をつける。

制服とは、上衣・ベスト・スカートである。スカート丈は膝の下部を基準とする（ミニスカート、ロングスカート厳禁）。

※式典ではリボンを着用する。

ウ セーター類は、学校指定のセーター・ベストを着用すること。それ以外は認めない。また、カーディガンの着用は認めない。年間を通してスラックスの着用を認める。

型：学校指定のスラックス 購入：任意

- エ 下履きは革靴または運動靴とする。革靴の色は黒、茶とする。運動靴の色は自由。
- オ 上履きは本校所定の上履きとする。
- カ 靴下類は白・黒・紺・グレーとする（ワンポイントは可）。  
※タイツ等は黒を着用する。
- キ 5月1日より10月31日までの期間は、上衣・ベストなしでもよい。ただし、上衣・ベストなしの場合は白色のワイシャツ・ブラウス類とする。
- ク 厳寒時のオーバーコート類は華美な色合・型はさげ、無地とする。
- ケ 登下校はすべて所定の制服とし、やむを得ない理由で所定外の服装をする者は、級監に異装届けを提出し、許可を受ける。
- コ 頭髮については、パーマ・見苦しい髪型・着色脱色等は禁止とし、本校生らしく好感のもてるものにする。
- サ 校内では名札を着用する（名札は教室に保管し、登校後着用・下校時返却する）。
- シ 指定以外の衣類を着用する場合は、異装届けを提出し、職員の承認を得る。
- ス 通学用カバンは特に指定しない。

## (2) 礼 儀

- ア 職員に対する礼はもちろん、生徒間においても明朗快活な挨拶を忘れないよう心がける。
- イ 直接指導を受けない先生や、外来者に礼を欠くことがないように留意する。
- ウ 職員と話をするときは言葉づかいに注意し、礼儀正しい姿勢を保つ。
- エ 職員室の出入りには、戸口で一礼する習慣をつける。
- オ 職員室に入る際はコート類を脱ぐ。
- カ 列車・バス等の通学生は、特に他の乗客に対して礼儀正しく接する。

## 7 見学・外出

### (1) 見 学

- ・実技を伴う授業などを見学する者は、担当教員に申し出ること（場合によっては医師の診断書を必要とする）。行事不参加の場合も事前に級監に申し出て承認を受けること。

### (2) 外 出

- ・登校後、所用のため外出する場合は、級監または学年担当教員の許可を受ける。無断外出をしてはならない。

## 8 自転車通学等の交通関係

### (1) 遵守事項

- ア 自転車通学を希望する場合は、自転車通学届を提出すること。
- イ 通学を許可された者は、学校指定のステッカーを自転車に付けること。
- ウ 自転車は所定の置き場に入れ、鍵をかける。
- エ 自転車を運転する際は、必ずヘルメットを着用すること。

※ヘルメットは安全性を重視して各自で購入する。

- オ 安全のために自転車の整備点検を行うこと。
- カ 交通ルールやマナーに反した乗車は禁止する。
- キ 雨天時は雨合羽を着用すること（傘差し運転の禁止）。
- ク 生徒（生活）資料に記入した通学路、通学方法により、交通規則を守り通学すること。
- ケ 自転車・歩行のいずれの場合でも、交通上の法規・道徳を遵守する。もし、交通違反を犯したり、交通事故を起こしたりした場合は、その事実を級監に申し出る。
- コ 県の条例により、自転車損害賠償責任保険等に加入すること。

## 9 集会

### (1) 全校集会

全校集会は、集会を通して学校全体の種々の問題について共通理解を深め合うとともに、集団としての規律と融和を保ち、自主的に行動する態度を養う。

- ア 全校集会には講話・連絡・発表・表彰・立会演説等を行う。
- イ 理由あって集会に出られない者は、事前に級監の承認を受ける。

### (2) 各部、学級活動、学年等の集会

- ア 生徒が集会を開く場合、顧問又は級監の了解を得、3日前までに「集会願」を生徒指導部に提出し、許可を受けた上で行うこと。
- イ 学校以外の場所で集会を開くことは、禁止する。
- ウ 集会に使う部屋は、その部屋の管理責任者の許可を受ける。
- エ これらの集会は顧問または、級監の出席なしに開催することはできない。

## 10 掲示・印刷物

- (1) 校内外を問わず、生徒が掲示するポスター類は、生徒指導部の許可を必要とする。許可印のない掲示物は取り除く。
- (2) 掲示物は所定の場所に貼り、必要期間の過ぎた物は貼付者が取り除く。
- (3) 生徒間における印刷物の配布は顧問・級監または生徒指導部の承認を受ける。

## 11 保健・美化

### (1) 保健

- ・からだに異常があるときは、直ちに級監または養護教諭に申し出て、適切な保健指導を受ける。
- ・学校管理下の災害事故（登下校途中を含む）で医療を受けた者は、日本スポーツ振興センター給付の手続き上、直ちに担当教員に申し出る。

### (2) 美化

- ・学級では全員を班別に編成し、交代で受持区域の清掃にあたり、校内の美化に努めるように心がける。

## 12 校外生活

### (1) 外出

- ア 服装・容儀は中学生にふさわしい品位を保つ。

- イ 生徒だけで飲食店及び遊技場（ゲームセンター及びカラオケボックス等）への出入りは禁止する。
- ウ 未成年者の立ち入りが禁止されている場所への出入りを禁止する。
- エ 夜間外出はつつしみ、無断外泊をしてはならない。
- オ 午後10時以降の外出を禁止する（友人宅等への外泊は禁止する）。

## (2) 家庭

- ・家人の理解協力を得て、学習を中心とした日課を立て、生活のリズムを保ちながら勤勉な生活習慣を身につけるように努力すること。特に、家庭では将来の目標を早く決定できるように親子の話し合いを深めることが大切である。

## (3) 旅行

- ア 旅客運賃の「学生割引証」を必要とする場合は旅行届及び学割受付願いを出し、承認された後に事務室で交付を受ける。
- イ 旅行届及び「学割」は旅行3日前までに提出する。

## 1.3 相談室

- ・日常生活の中での悩みや心配ごとなど — 自分の性格、勉強、進路、家庭の問題、友人との関係等 — どんなことでも相談に応じている。内容についての秘密は厳守する。

## 1.4 その他

- (1) 興行物や催し物の券、物品等を生徒間で売買してはいけない。他からの強制を受けた時は、すぐ級監に連絡する。
- (2) 飲酒・喫煙・薬物乱用等、法的・社会的に許されないこと、身体に害のあるものには絶対に関わってはいけない。
- (3) 校内・校外共、他から金品を強要されたり、暴行や脅迫を受けたりしたときは、すぐ級監に知らせる。
- (4) 上履きのまま舎外に出てはいけない。
- (5) 身分証明書は常に携行する。